

久御山町第 7 次行政改革大綱（案）

1 はじめに

(1) これまでの取組

本町では、昭和 61 年 2 月に行政改革大綱を策定して以来、住民ニーズの多様化や社会経済状況の変化などに適切に対応するため、これまで 5 回の改定を行い、行政改革を進めてきました。

第 1 次となる昭和 61 年の行政改革大綱では、主に人口増加に伴う組織機構の細分化や電算システムの導入を図り、平成 8 年 3 月に策定した第 2 次行政改革大綱では、事務事業の点検、見直しを実施するとともに、旅費日当の廃止や職員給与等の適正化などを推進しました。

平成 18 年 3 月に策定した第 3 次行政改革大綱及び総務省主導による集中改革プランでは、職員定数の削減や事務事業の整理合理化、補助金等の見直し、アウトソーシングの推進等を実施し、平成 22 年 3 月に策定した第 4 次行政改革大綱では、定員適正化計画や組織・機構の再編計画及び人材育成計画を策定し、推進しました。

平成 25 年 3 月に策定した第 5 次行政改革大綱では、着実な推進の遂行のため実行計画を策定し、公開事業診断の実施や施設使用料の見直し、人事評価制度の導入、公共下水道事業の公営企業会計への移行準備などを推進しました。

その後、引き続いて策定した第 6 次行政改革大綱（平成 29 年 3 月）では、地方公会計制度の活用や一般ごみ収集業務及び学校給食によるアウトソーシングの推進、こども園としての一体化による効果的な保育・教育の推進など、行政改革を進める中で一定の成果を挙げてきました。

(2) 本町の財政状況

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済、そして日本経済の先行きが不透明な状況となっています。

その中で、本町の財政状況は、町税収入が、令和 2 年度決算で約 49 億 6 千万円となり、前年度比で約 9 千万円の増収となってい

ます。さらに、平成 27 年度から 6 年連続して実質単年度収支の黒字となっており、財政力指数は 1.139（令和 2 年度）と 3 年連続で 1.1 台に乗せ、財政の弾力性を示す経常収支比率におきましても 82.3%（令和 2 年度）と前年度から 2.2 ポイント改善しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が経済全体に与える影響は非常に大きく、このコロナ禍における経済状況を注視していく必要があります。

本町においては、昭和 47 年度から普通交付税の不交付団体ではありますが、健全財政を維持するためには、地方公会計制度に基づく財務書類の活用や、的確な財務マネジメントを行うとともに、事業全体の必要性や効果、優先順位を見極めながら、引き続き中期財政計画に基づいて行財政運営を行わなければなりません。

一方、町の課題である定住促進・地域住民の交流・健康における継続的なケアを推進するにあたり、まちのにわ構想、全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備、歩くまち施策などの主要施策を推進していきます。

(3) 行政改革の必要性

平成 29 年 3 月に策定した第 6 次行政改革大綱が令和 3 年 3 月末で期限を迎えることとなりますが、「with コロナ」を見据えた持続可能な行財政運営を継続して行う必要があります。

ついては、第 6 次行政改革大綱の成果をもとに、継続して取り組むべき課題や新たにに取り組むべき内容の整理を行い、第 7 次行政改革大綱を策定し、次世代への「希望」をつないでいくことができるよう行財政改革の歩みを止めることなく推進していかなければなりません。

2 行政改革の基本方針

本町では、まちづくりの指針である平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間とする第 5 次総合計画において、本町が目指していくまちの姿を、「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～」として掲げ、これを実現するため各種施策を推進しています。

また、第5次総合計画を具現化・加速化するため、国における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする第2期総合戦略を推進しており、人口減少や高齢化社会に対応するためにも、現在の人口規模や出生数を維持することなどを目標としています。

各種施策を推進するためには、質の高い魅力ある行政サービスを提供して行く必要があります、第6次行政改革大綱に基づいて実施した「財政健全化の推進」・「組織効率化の推進」・「住民サービスの最適化と協働の推進」を引き続き推進するとともに、あらゆる世代の住民が交流できる「地域共生社会」を基本理念とした「全世代・全員活躍型『生涯活躍のまち』構想」の視点や「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のあるSDGsの理念を取り入れたまちづくりの推進、働き方改革や住民サービスにおいてデジタル化を意識した施策の構築、また、「withコロナ」を見据えた施策の推進など、新たな視点に基づいて行財政改革を推進することが必要です。

このため、第7次行政改革大綱は、これらの視点をもとに、次の3つの基本目標により推進することとします。

○ 基本目標

- (1) 持続可能な財政基盤の構築
- (2) 新たな時代に対応した組織の構築と施策の推進
- (3) 住民サービスの最適化と協働の促進

<数値目標（【令和7年度末】）>

- (1) 経常収支比率：82.0%未満（令和2年度 82.3%）
- (2) 財政力指数（3ヵ年平均）：1.14以上（令和2年度 1.139）
- (3) 税収納率：100.0%（令和2年度 98.51%）

3 行政改革の重点項目

(1) 持続可能な財政基盤の構築

① 中期財政計画等の活用

- 中期財政計画を毎年度策定し、予算編成や行財政運営の指針として活用することにより、町の主要な施策の推進と健全な財政運営を行います。

また、資産や負債を適切に把握するため、地方公会計制度の財務諸表を継続して作成し、住民に対するわかりやすい情報の提供（見える化）に努めます。

② 歳入確保の推進

- 京都地方税機構との連携を強化し、町税収入の確保を図ります。また、「債権管理事務手引き」を活用し、進捗管理に努めるとともに、収納事務の効率化と正確性を図ることにより収納率の向上に努めます。
- 新市街地整備の推進により新たな土地利用を促進し、企業誘致や企業における事業拡大など産業の活性化を図ることで、将来的な税源確保に取り組みます。
- 町の重点プロジェクトである全世代・全員活躍まちづくりセンターや子どもたちの健やかな成長への応援などの施策を推進するため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税による財源確保に努めます。

③ 事務事業の整理合理化

- 住民のニーズに的確に対応するため、総合計画に掲げるまちづくりの目標を達成すべき施策について、行政評価を重点的に実施します。また、施策評価の活用により評価結果を公表するとともに、事務事業の必要性の検証を行い、改善・効率化に努めます。

④ 経常経費の節減

- 物件費、維持補修費、時間外勤務手当等の経常的経費について、不断の節減を継続します。また、地球温暖化の防止と環境負荷の低減を図り、限られた資源の有効活用を行うため、「新久御山セービングプラン」を策定し、「K E S（環境マネジメントシステム）」の取組を併行して推進します。
- 各公共施設におけるLED化を引き続き進めるとともに、全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備において、自然エネルギーの有効活用やエネルギーの効率的利用など環境への配慮を行うことなどにより、経常経費の節減に努めます。

⑤ アウトソーシング（民間委託等）の推進

- 行政サービスの維持・向上等に留意しつつ、効率的・効果的な運用を図る上でも、民間委託や指定管理者制度の活用などによるアウトソーシングを推進します。

⑥ 公営企業等の健全な事業運営の継続

- 公営企業会計及び特別会計は、計画的な経営を着実に進めるとともに、料金・使用料などを適正に見直し、採算性と独立性のバランスをとりながら、健全な事業運営に取り組みます。
- 水道事業会計については、平成30年度に策定した経営戦略に基づき、経営状況の検証を実施し、健全な事業運営に努めます。また、下水道事業会計については、現状課題や施設整備などについて検討を行い、経営戦略を含む下水道ビジョンを策定し、継続的に健全な事業運営を行います。

(2) 新たな時代に対応した組織づくりと施策の構築

① 組織機構の活性化

- 多様化する行政課題に効果的・効率的に対応するため、組織機構の見直しを行うことにより、まちづくりの推進や環境政策の取組など、時代に適応した組織体制を構築します。
- 最高幹部会である部長会議及び部課長会議を活用することにより、町の重要課題に対応します。また、横断的課題について

は、組織の壁を越えた柔軟な組織（P Tなど）による課題解決を図ります。

② 公共施設の管理運営の合理化

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設やインフラについて、財政状況や人口規模に応じた最適化を図るとともに、効率的な管理運営を目指します。また、適宜、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直しを行います。

③ 定員管理、給与等の適正化

- 多様化する行政課題への対応を図るため、計画的・重点的な職員配置を行い、国で法制化された定年の延長も考慮しながら、職員定数の適正化に努めます。
- 会計年度任用職員については、業務の性質等を精査することで専門性を生かした効率的な配置に努めます。
- 特別職等の報酬については、社会経済情勢が大きく変化する中で、情勢や近隣市町の状況を考慮し、特別職報酬等審議会に諮問して、適正化に努めます。
- 職員給与については、国の制度及び近隣市町の状況を考慮し、適正な給与体系に努めるとともに、人事評価制度を適正に運用し、職員の能力向上を図ります。
- 「with コロナ」を踏まえた働き方を意識し、業務能率の向上を図り、時間外勤務の抑制に努めます。

④ 人材育成の推進

- 新たな人材育成実施計画を策定し、職員一人ひとりの職務能力の向上や意識改革等に取り組み、次代を担う若手職員の人材育成を図っていきます。
- 職員研修については、職員研修委員会での協議をもとに内容を精査し、職員が受研しやすい環境を整え、研修計画に基づき、計画的な職員研修を実施します。

- 多様化した行政課題に効果的・効率的に対応できるよう、自己啓発研修を積極的に勧奨し、キャリア形成を行うとともに、資格取得の支援を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスについて配慮しながら、誰もが働きがいのある職場環境づくりに努めるため、職員への周知や意識付けを図るとともに、全ての職員の活躍を推進し、男女共同参画社会を推進します。

⑤ 広域行政の推進

- 消防業務の広域化の推進に向け、京都府策定の「消防体制の整備推進計画」に基づき、引き続き京都府や関係市町村との協議及び検討を進めます。
- 平成 30 年度に広域化となった国民健康保険については、京都府とも連携する中で、引き続き国民健康保険財政の健全化を図ります。

⑥ デジタル化などによる手続の効率化の推進

- 「with コロナ」を見据えた上で、業務効率化や住民サービスを考慮して、D X（デジタルトランスフォーメーション）や I C T などのデジタル化やマイナンバーカードの普及促進、押印の省略化を推進します。

⑦ 環境政策の推進

- 地球温暖化の防止と環境負荷の低減を図り、限られた資源の有効活用を行うため、廃棄物における分別回収やゴミ削減に向けた取組を推進するとともに、新たに久御山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町全体で温室効果ガス削減対策やカーボンマネジメントなど、新たな環境政策を推進する方策を定めます。

さらに、「環境基本条例」や「環境基本計画」を策定し、住民や事業者と協働して S D G s の理念に基づく環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

(3) 住民サービスの最適化と協働の促進

① 住民サービスの満足度と利便性の向上

- 住民に信頼される職員を目指し、継続的に接遇研修を実施することで接遇への意識を高めるとともに、一層の住民サービスの向上を図ります。
- 住民に対して行政情報を発信するにあたり、引き続き広報紙・ホームページの充実を図るとともに、電子媒体を活用したインスタグラムやLINEといったSNSによる情報発信を推進します。
- 情報公開制度や行政手続制度について、適正に事務を行い、行政の公平性の確保と透明性の向上を図ります。

② 住民との協働の推進

- 住民ニーズの的確な把握に努めるため、パブリックコメントをはじめ町政モニター制度や住民アンケートの広聴活動を引き続き実施します。また、住民からの意見をできる限り公表するとともに、今後とも住民参画を促進していきます。
- 住民討議会や、町長と住民との意見交換の場を引き続き設けるとともに、オンラインリモート懇談会などの新たな手法や住民へのさらなる周知により、これまで以上に住民からの意見聴収や住民提案の機会を作ることで、住民の主体的なまちづくりの参加を促進します。
- 住民と協働で官民連携を図りながら、まちのにわ構想、全世代・全員活躍まちづくりセンターの整備、歩くまち事業、クロスピアくみやま施設運営などの主要施策をNPO法人等とも相互協力する中で進めます。また、「withコロナ」も見据えながら、あらゆる世代の住民が交流できるようなその時代に合った施策を推進し、コミュニティの活性化を進めるとともに、人口減少や高齢者社会にも対応していきます。
- 自治会加入率の低下やコミュニティの希薄化が進む中、これらの課題解決に向けて大学との共同研究による取組を進めるなど、外部組織と連携を図りながら、「withコロナ」を見据えた自治会の活性化を推進します。

4 行政改革の推進期間

この大綱の推進期間は、令和３年度から令和７年度の５年間とします。

5 行政改革の推進体制等

町長を本部長とする「久御山町行政改革推進本部」のもと、全庁的な行政改革の推進に取り組むとともに、全職員が行政改革の意識を共有し、各所管課等において、適正な進行管理を行います。

また、有識者等で組織する「久御山町行政改革推進委員会」において、行政改革の推進方針等の重要事項について進捗管理を行います。